

平成28年度第1回長野県福祉サービス第三者評価推進委員会議事録

1 概要

- (1) 日 時 平成28年7月11日(月)午前9時30分～正午
- (2) 場 所 長野県庁3階特別会議室
- (3) 出席者:中島豊、岡田賢宏、桜井記子、宮下孝子、和田てる子、手塚都子、
磯野有樹子、松井幸夫、清水富子(順不同敬称略)
- (4) 事務局:地域福祉課福祉監査担当

2 議事録

- (1) 長野県福祉サービス第三者評価基準(保育所)の改正について
- (2) 長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領の改正について

中島委員長 それでは、これより私が議事を進行させていただきます。スムーズな進行ができますよう皆様のご協力をお願いいたします。

最初に会議事項(1)長野県福祉サービス第三者評価基準(保育所)の改正について、及び会議事項(2)の長野県福祉サービス第三者評価事業評価結果取扱要領の改正についてを一括してご協議願います。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料1・別添資料・資料2の説明

中島委員長 ありがとうございます。

資料1ののところから見ていきますと、2の評価基準の体系で、1が評価基準の体系と構成、(1)評価基準の体系で、今度、内容評価基準が加わったわけですね。それから2の、国の主な改正点というところでは内容を整理統合して、少なくなっているところもあるというわけですね。

(3)番目の評価基準の設定、a、b、cの表記の仕方、あるいは考え方といいたししょうか、それが大きく変わった印象を持ちます。3番目は長野県の独自基準です。

まず1のところで、皆様からのご質問、ご意見等があれば伺いたと思いますが、いかがでしょうか。

岡田副委員長さんから少しその背景というんでしょうか、説明をしていただいたほうが良いと思うんですが。

岡田副委員長 資料1の一番最初の改正の経過というところに、1行目の後半から書いて

ある、平成26年4月1日付け通知の全部改正というのがありまして、これが、これ厚生労働省のほうでかなり a、b、cの結果にばらつきがある。評価機関によってオール a をつけるようなところもあれば、b と c のほうが多いところがあつて、業界内でもこの a のところはどのようにしたいなところとか、かなり a、b、c の評点については議論がずっと重ねられて批判もされてきたわけなんです。

2 ページ目のところに (3)、国としては判断基準というか判断水準という言い方をしていますけれども、今までの a、b、c というのを全体的に、誰が読んでも、誰が見ても a というのは大体こういうことだろう、b というのはこういうことだろうというところを一つ一つの評価項目ごとの a、b、c というよりは、インターネットにも載るわけですから、全体としてどういう a、b、c という読み方をすればいいのかということで、新判断基準に書いてあるような、国の示しているものと同じもの、長野県でもお示しされていますけれども、そういったことになっています。そうすると、a というのが非常に、まあ高いレベルのものになると、b というのが、b を見ていただいたほうがわかりやすいと思いますが、b というのが a に至らない状況ですので、多くの施設、事業所の状態ということで。通常、どことも同じような取り組みをしていたら b になるということですね、ここが非常に大きな変更点になるんだと思います。で、a に向けた取り組みの余地がある。少しでも a の評価になる余地があれば b になるというようなことで、b にかなり収れんされるというようなことになると思います。

ちなみに社会的養護関係施設の第三者評価はこういうような a、b、c の設定があつて、実際、ふたをあけてみて、社会的養護関係施設は平成24年から26年の3年間、もう既に1回、3年間に1回の受審義務ということで動いた関係で、大体、a 評価が一つの児童養護施設で評価項目 a、b、c を割合で見ると、大体、a 評価が35%ぐらい、b 評価が55%ぐらいで、c が、その残りですから約10%ぐらいというような、そんな分布になっています。これ非常に、今回改正すると大きな影響が出てくると思いますね。そういうようなところに、社会的養護関係施設の動きと全国の動きを、長野県のバージョンでも実施するというようなことでまとめられたんだと思いますので、そういった解説をさせていただきました。

中島委員長 評価機関の側からすると、この改正というのはどんな印象をお持ちになりますか、清水委員さん。

清水委員 社会的養護の関係でもう、この保育所でやる評価基準でやらせていただいています。最初はちょっと慣れなかったのですが、やっている中で、その着眼点を全て実施していてもまだまだ、やっぱり努力をしていただきたいという面が感じられるところは b という形で評価させていただいています。そして具体的にコメントのところ、こんなところをもう少し頑張っていたきたいみたいなのところを書かせていただいたりとか、きちんとできているところは評価させていただいて、あとこういうところということが書きやすい判断基準ではないかとは思っています。

今までだと本当に全て実施していればa、していなければcということなので、aをつけても本当にaかなと、内容的なところを見ると疑問があった面がありますので、そういう意味では、内容をきちんと調査者も見ていける、それから多分、受けられる方も内容をきちんと見ていただけるのではないかなというふうには思います。

ですので、高齢者のほうの施設も新判断基準で一本化してやっていっていただくと、調査者としてはやりやすいかなとは思っております。

中島委員長 そのほか、皆さんいかがでしょうか。新判断基準の書き方といいますか、私、日本語としてこなれていないと思うんですよ。よりよい福祉サービスの水準・状態、そのことを目指す際に目安とする状態というのは、具体的に何を指すのかというのが、国の委員会でいろいろお考えになってこういうふうになったとは思いますが、初めて受ける方々がスッとわかってもらえるかどうかちょっと不安感をもちます。ただその分は説明が十分されれば、今の清水委員さんのお話なんかで言うと、大丈夫なのかなという印象は持つんですけれども、その点、岡田副委員長さんはどうでしょう。

岡田副委員長 やはり先ほどらいでている社会的養護関係施設がこれに非常に酷似した、a、b、cの判断水準というのをつくったんですけれども、aがちょっと違うんですね、言い回しが。社会的養護関係施設の場合は、第三者評価の基準をつくるのと同時に各施設、例えば児童養護施設だったら児童養護施設の運営指針という指針をつくったんです。その指針が非常に高いレベル、一言でよく表現するんですけれども、子供たちに当たり前の生活を保障しようというような、そういう非常に高いレベル、なかなか当たり前の生活を保障するのは難しいですよ。本来であれば、子供たちは当然、生まれながら両親、あるいは保護者とともに生活をするということが当たり前の生活だと思いますが、それが何らかの形でできない状況で、今、施設の生活、入所、措置ということで余儀なくされている。ただし、やっぱり目指すべきものは当たり前の生活だろうということで、社会的養護関係施設のa評価の場合はなるほどということで、運営指針に目指しているところに要は到達している状態、そこに達している状態のほうがというようなことなんです。

保育園の場合は、まだ保育所指針とどれだけリンクしているかということ、当然、前提としては各評価基準はつくってはありますけれども、必ずしも一緒につくってきた経緯がありませんので、なので、ここに書いてあるようなa評価の言葉になっている。特に、結構批判があるのは、目安とする状態というのがわかりづらいんです。もう目標と書けばいいんじゃないか、そういうような、非常に目標を達成している状態みたいなことだと、非常に高いレベルだということがわかるんですけれども、そこが少し確かに、全国的なこのa評価の表現としてはそういうことなんです。

なので、捉え方とするとb評価の、ここに3つの状態というか状況が書いてありますので、それを上回るようなことがないと、なかなかaがつかないというような、そんな説明になりますね。

中島委員長 宮下委員さん、社会的養護の評価を受けてこられたわけですが、その点、何かコメントがあればお願いします。

宮下委員 そうですね。旧判断基準のほうが、確かに受ける側は、はっきりしているという言い方はないですけども、いってなければそれはそれでb評価なんだというふうには見えるんですけども。中で、やっぱり、a評価であろうとb評価であろうと、でも、こういうところは非常に頑張ったりとか、やったりしているんだけれども評価として見れない、見てもらえないという枠というのがありまして、そういう部分をきちんと評価してもらえる対象としてやってもらえるなら非常にいいのかなという。文章とか、書いてあるものだけでなくというところが非常にありますので、そういうものをやっぱり養育しているとか、している中で評価してもらえて、お互いに意見を言い合うとか、もっとういようなところが必要だという話ができるようなものになっていけばいいかなというふうに思いますけれども。

保育園でと言うと中々、実際保育園自体、受けている数が少ないという現状がありますので。まあ新しく変わって、皆さんが使いやすいかどうかというところ、ちょっとこれからの課題なんじゃないかなと思いますけれども。施設とすれば、そんなふうに思っています。

中島委員長 社会的養護の中では、コメント欄も設けて、ありますよね。

宮下委員 そうですね。結局、結果だけというか、丸だけが全てではないんだということを書かれている部分は非常に参考になるというか、そういう意味でいいとは思いますが。

中島委員長 それから、今の岡田副委員長さんお話の中で、新判断基準は水準というお話があったわけですけども、要するにベースラインではなくてレベルだから変動していくという、そんな含みも持たせているということですか。だんだん水準を上げていくという、そういう意図があるのですが。

岡田副委員長 まさにそういうことで、もしa評価をつけてしまうとaなのでということで、改善課題が見えていたとしても、コメントはやっぱり評点と連動して均一としようということになっていくので、そうすると、改善課題はわかりながらも書けないという、そういうところも今まではあったと思うんですよね。それを、ここまでのところは多くの施設で見られる状態がbだというふうに共通理解をもって、さらにa評価というのは際立たせる形で結果に出てくるということで、この水準を目指そうというような、そういう、言ってみればほかの、例えば保育園が評価を受けて、ほかの同じ業界の他園がaがついていたという意味で、それをなぜaなのかなということ、読んで見てなるほど、この水準のものがaなんだというふうなふうにストンと落ちるような、将来的には、理想的な話を申し上げていますが、そういうようなa、b、cのような活用の仕方ができていけばいいかなとは思いますが。

中島委員長 この委員会で取り上げることではないのかもしれませんが、保育所保育指針との関係は将来的にはすり合わせというか、そういう方向には向かっていくので

しょうか。

岡田副委員長 もう平成30年度を目指して、今、新保育指針、検討されていますけれども、残念ながら、今のところは第三者評価基準のガイドラインはそちらでつくって、当然、保育指針の動きを前提にしてつくっていくというような、そういうような動きですね。

中島委員長 まだ、はっきりとリンクさせていくところまでは行っていないということですね。そのほかいかがでしょう。

資料1の3ページにあります、長野県の評価基準の改正、特に②の内容評価基準について別添1-4、Aの1の(2)の①、あるいはA-1の(4)の②、この点について皆様から御意見等あれば伺いたいんですがいかがでしょう。

Aの1-(4)の食事の内容については、着眼点の中でも説明はあったと思うんですけども、内装に木材を利用というのは何の説明もなく、そのままの用語だったように思うんですが、これは何か理由があるんですか。

事務局 いや特段、理由はないです。保育所の内装に木材を1カ所でも利用してもらっていただいいですという判断の中で。

中島委員長 何か根拠があったほうがいいように思うんですけども、いまさら難しいですか、木のぬくもりがいいとか、何か理由づけできませんか。

事務局 これは、介護老人福祉施設なんかを新しく建築したり、改築したりする場合も、県産の木材を使うことが好ましいというような、それは家庭的な雰囲気とかそういうことで、木材を使うことはすごくいいと思います。それプラス、郷土のものを使うとなおいいということで、県産という言葉はついていますね。

中島委員長 保育所のほうは、ただ、内装を木材というだけなんですよ。

事務局 この項目を加えたのは、現在の最低基準のほうで使っている言葉で、内装等には木材を利用しているという、利用することという項目がありますので、評価項目のほうに加えさせていただいたんですけども。最低基準上は、その県産材というのは縛りもございません。もちろん県産材を使っただくことのほうが望ましいことではあるんですけども、条例上そこまで縛りがないので、ちょっと大きめの表現で、内装等には木材を利用してくださいということで、項目として加えているところです。

中島委員長 最低基準に示す木材というのは、長野県の条例の前に、厚生労働省が告示をした基準がありますね。それを上回る基準として長野県独自に木材が入っているということなんですか。

事務局 そういことです。

中島委員長 その理由は何があったんですか。

事務局 それはやはり家庭的な雰囲気、よりよい環境の形成ということで木材を使っただくほうが望ましいということで加わっております。その辺、着眼点のほうにもう少し丁寧に加えることも・・・ちょっと言いつばなしなもので。

中島委員長 可能ですか。それがあったほうがいいように思うんです。ただ単に木を使っ

てというのでは何でと言うことになります。食育に関連したり、地産地消に関連したりして書かれているので、この場でちゃんと説明したほうがいいんじゃないかと、私は思うんです。

事務局 ご意見を踏まえて検討してまいりたいと思います。

中島委員長 そのほかいかがでしょうか。

あと、3ページの③の保育所利用者調査表についてはいかがでしょうか。長野県独自基準となっていますというところを事務局からも少し補足をしていただけますか。利用調査表については、長野県独自基準というのは、ほかではやっていませんということですか。

事務局 こちらのほうにつきましては、長野県独自で定めているわけですがけれども、ほかの県でもやっています。独自基準かどうかについての数の把握はできていませんが。長野県として一応、利用者調査を開始しているということで、ちょっと改正がかなり古いんです。平成20年3月修正ということで、年度でいいますと平成19年度の改正だったものですから、その後、改正が一切行われていません。

中島委員長 事務局からの説明がありましたけれども、独自にやってもらう調査は非常にいいことではないかと思うんです。中身あるいはもう少し加える何かがございますら、ご意見いただくとありがたいんですが、保育関係の方がいないのでちょっと難しいのかなと思いますけれども。

事務局 この利用者調査は、第三者評価には必ず利用者調査というのはあるので、どの県でも利用者調査はやるわけですがけれども。

ほかのこの、何というか基準解説ですとか、そういうものは国で示されたものをそのまま使っているんですけれども、利用者調査については特に国のほうで、こういうひな型というのはなくて、そういう意味で独自という言い方になってございますので、どの県でもやっていることでは、利用者調査というのがあります。

中島委員長 利用者調査をやることになって、この内容は長野県独自なんだということですね。

事務局 そうですね、国で何か示されているガイドラインではないので独自につくってあるという、この第三者評価をするために、ご家族なりから聞いた、聞くとうまくできる内容というか、聞いておかなければいけない項目を拾い出しているというイメージになっておりますので。

中島委員長 その点、評価機関の側ではどうでしょうか、清水委員さん。

清水委員 保育所をまだやっていない、私自身はやっていないのですが、利用者調査はこの施設とか、その何というか、高齢者の場合だったら聞き取りでやったりとか、それとか社会的養護の場合だったら、出せる保護者の方に出してやるとかということで、それぞれの状況にあわせてやっていますが。利用者調査というのはいくらも必ずついているので、これでもって利用者さんのお気持ちもわかるし、これの結果を見て、調査を受けた

施設の方も新しい発見ができたということでは必要かと思われま。内容はあまり多いと記入するほうも多分大変なので、県のほうで精査してこれができたのではないかと思っております。

宮下委員 質問なんですけれども、この調査というのは、例えば保育所の方とかにちょっとお聞きしたりしながらという形ですか、それとも県のほうだけで独自で調査されたという形ですか。

事務局 県が調査するわけではなくて、評価機関が・・・。

宮下委員 そうなんですけれども、この要旨の内容というのはどなたがこう考えられたという、これはもともとの基準、例えばここまで満たしていると、何か評価として保育園がいい、保育園側として、例えばなんですけれども、私も、自分は子供がいるので、例えばチェックをしていくときに、例えば問16の急な残業や不定期業務への対応は柔軟に行われていますかとかというところで、例えばそれが「はい」とか「いいえ」と書いたときに、それがやっていないと、保育所というのはだめだという考え方で合っていますか。基本的にはそういうのも柔軟にやりなさいという考え方、やっぱりどうしても親御さんなので、こう書かれるとそれが保育園ではやって当たり前なのかなという基準みたいなふうにイメージとしてとってしまうのではないかと思ったんですね。

そうすると、やっていない、今、保護者が書いたときにやっていない保育園とかに対して、もっとこれ柔軟にと書いてあるんだから柔軟に対応できるようにしていかないと、結構、保育園によっては本当にすごくうるさいとか、厳しいところも結構あったりするんで、それは、その保育園とか幼稚園次第なのかなというふうに、保護者側とか私なんかは周りのお母さん方とそんな話をちょっとしたりしていたんですけれども。実際は、柔軟にできるような体制を組まないと、保育園というのはだめなんだという考え方であっていますかという、これ一つでいくとそんな感じの、トラブルになるという言い方はオーバーなんですけれども、やはりその不満とか不平につながる、保育園に対する不平とか、不満につながるような形にならないのかなというのはちょっと心配はありますけれども。

中島委員長 誘導されてしまうという感じなんです。例えば問10「散歩で戸外へ出る機会が多いですか」というのなら、多いところがいいのではないかというような。

宮下委員 そうです。

中島委員長 だから、これが多いとか、少ないとかという答え方だったら実態がわかるのかもしれないということですね。その点はいかがでしょうか、事務局は。

事務局 すみません、今、いただいたご意見に関してなんです、こちらの項目、従前からの項目などでございますけれども、そうしたほうが望ましいというような内容も含まれておりますし、そうしなければならぬというような内容も混在しているのが事実ではございます。園とトラブルにはならないように、内容はやはり精査するべきだと考えておりますけれども、より望ましい園の運営のために、園のほうの意識としてもそうい

ったニーズがあるということ把握するために、必要な項目ではないかということで入れさせていただいております。

ニーズ調査といいますか、保護者の方の、利用する方の意見をお聞きする機会でもありますので、そういったことで、このような項目を入れさせていただいております。

宮下委員 私ももともと保育士だったりするので、保育園の職員さんなんか、友だちかなり多いんですけれども。やっぱり親御さんと保育士とのトラブルというのは非常に難しい問題を抱えているというお話をよく聞くので、このアンケートは必要だと思うし、大事だと思うんですけれども、やっぱりやっていく上で、それがトラブルにつながらないようにぜひ配慮してあげて欲しいなというのが気持ちとしてはあります。

事務局 運営していく中で状況を判断しまして、適宜、検討を加えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

中島委員長 状況実態調査だと思うんですね。それがニーズ調査のようになると、ちょっと趣旨が違うのかなと思うのが1点です。それから、三択なんですけれども、全ての親御さんが保育内容に関心を持って見ているかどうかというのも微妙なところが、あるような気がします。そうすると、「わからない」という選択肢を入れたらいいのかどうなのかも非常に微妙なんです。そういう選択肢も検討というか、ほかのとは比べながら見ていただけるといいのかなと、今日思ったところです。その点、宮下委員さんどうですか。

宮下委員 そうですね、ちょっと自分で、実はちょっと自分だったらどうかかとチェックしていたんですけれども。

私、今、自分が預かっている保育園に対して余り不満とかもないので、非常に「はい」とか「いいえ」とかは判断しやすいなと思いつつ、一つ一つ見ていくと、これ、あのお母さんなら「いいえ」とやるだろうとか、その後、ちょっとトラブルになるんじゃないかなとちょっと思いつつ、頭の中ではそんなふうなイメージはちょっとありました。正直に言うと。

今、お話したどちらとも言えないということも、難しいですね、そういう・・・ちょっと保育園の、保育園で預かっている保護者さんが、うちはすごく少ないところで預かっているんですけれども、すごい人数のところも全部やるということですよ、可能な限り。保育園、一つの園についても何百人と預かっている保育、そこまではないんですか、保育園自体は今。

事務局 何百まではいいないです。

中島委員長 長野県ってどのくらいなんですか、大きいところは、東京だと200人弱ぐらいの規模はありますよね。

事務局 200人規模はあります。

中島委員長 ありますか。

宮下委員 そこに全部利用者が全部書いてもらってという感じですか、これじゃないですね。

事務局 全員ではないです。

宮下委員 そうなんですか。これは何か絞って、どういうふうにしようかというのはこれからという感じなんですか。

結構、保護者さん同士のつながりも非常に強いんですね、保育園って。なので、こういうのが始まれば、多分、皆さんの中でやり始めるかなというところで、ちょっとトラブルになりやすいのは・・・

桜井委員 実は高齢者福祉のほうも非常に介護そのものへの差別や偏見があって、大事な職業ではあるけれども、非常に上からというようなところを感じています。ただ、私たちもいろいろな質問の中にたくさん説明をしたり、文書でサインをいただいたりしても、事前にサービスについての説明はありましたかという「いいえ」に丸があったり、苦情に対する窓口の説明はありますかとか、それが設置箱があるのはご存じですかみたいなところでも「いいえ」と、たくさんそういうのがあるんですね。

というのであれば、ではそれをわかっていただくために、私たちはさらに努力はどういうふうにしなればいけないか、やっぱり、今、抱えているそういうお母さんたちの問題というのは確かにマスコミなんかにもあります。それは私たち高齢者福祉の中でもあるんですけども、ただ、それに対して、こちらでお互いに理解し合えるにはどうしたらいいかという、その接点を考えていくような仕組みというか、そのための一歩だと思うんですね、こういうのは。

なので、これを受審する意味合いというのは、単にマイナス面で捉えるのではなくて、お互いの、この質問、その内容そのものだけではなくて、私たちが気づかないところでのニーズを、あるいはお互いに理解し合えないところをどうやって理解し合っていくかという意味で、やっぱり私は大事なことかというふうに思います。一気にはいかないけれども、例えば次の受審までにはこういう努力をしようとか、ほかにうまくやっているところがあれば、そういうところを参考にして自分たちの施設をもう一回見直すとか、そんなふうを考えられればいいかなというふうには思っています。

中島委員長 受審する側の、施設の側の受け取り方の問題だと思うんですね。そのほかいかがでしょうか。

岡田副委員長 東京都も似たような、こういうアンケートを当然する中で、東京都はどういう位置づけでこの利用者調査をしているかという、この項目、一つ一つの問いの1からずっと細かい細項目については共通項目ということで、こういった質問をつくってくださいということで、あくまでもサンプル的に、こういう質問はどうでしょうかというふうになっているんです。

例えば先ほどの問い16番の、開園時間内であれば、保護者の急な残業や不規則な業務への対応は柔軟に行っていますかと、やっぱり打ち合わせに行ったときに、この柔軟に行われているという言い方、柔軟にやるのが保育所に求められているんですかということがあるので、そこを少し、当然聞きたいところは、開園時間内の時の急な残業とか

不定期な業務についてどういう対応をしているかというところを聞きたいので、そういう柔軟なという言葉が違う表現にして、言い回しを変えて実施するということはあるんですね。で、それは実際、最初の打ち合わせの段階で、逆にやりなさいということになっているんですね。

ですので、ここのそれぞれの問いが、非常に誘導しているようなふうに思われるものについては、実際の調査開始の前の段階ですり合わせをしていくというようなことと、あとは逆に必ずでもここの領域の質問をしてくださいと、それ以上、さらに聞きたいものについても、当然、最初の打ち合わせのところで、保育所側と評価機関側で話をして追加することも十分ですということと、もう一つは、「はい」「どちらともいえない」「いいえ」、判断がつかない方は次の質問に行ってくださいみたいなただし書きをつけたりして、ですから、実際はわからない場合とか判断がちょっと難しい場合は飛ばしてくださいみたいなことを、ご記入の仕方についてのところで記入をして配るとか、ちょっとこの項目そのもの、一字一句変えないまま使うのかどうなのかというところは明確にしておいたほうがいいかと思えますね。

中島委員長 その点も検討していただいて、お願いいたします。

そのほかございますでしょうか、時間の関係もあって、ないようであれば、次に移りたいのですが、よろしいでしょうか。

(3) 保育所における第三者評価の受審について

中島委員長 次は会議事項(3)保育所における第三者評価の受審についてを事務局からお願いいたします。

事務局 資料3の説明

中島委員長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。

公立保育所に対する費用助成はないわけですよね。今までネックになってきたのが公立だったかと思うんですが、その点はどうでしょう、説明で何とかなりそうですか。

事務局 今回の予定を聞いたところでも、やはり市町村によって温度差はあります。やるという市町村もありますし、努力義務なのでという温度差もあるんですけども、努力義務とはいえども、受けないという理由は中々成り立ちませんので。

そもそも公立保育所の運営費というのは、ご存じのとおり一般財源化されておりました交付税措置されております。仕組み的にはその中にもう受審の費用というのは入っているはずなんですけれども、私立のような明確な加算というか補助制度ではないので、なかなか薄まってしまっているというのが現状です。実際にそのお金が来ているかどうか

かわからないという部分がありまして、なかなか二の足を踏む部分ではあるんですけども、一般財源化の中に含まれているものという説明は成り立ちますので、その点も踏まえまして、引き続き市町村とお話はしていきたいと思っております。

中島委員長 そうすると、担当者の認識次第というか、認識によっては変わっていきけるということですね。

それから、気になるのが、社会的養護でもそうだったんですが、どうしても最後の年に偏りがちになって、もしこのとおりになったときには非常に大変なことになるかとは思うんです。その点についてはどんなならし方をするのですか。

事務局 この数字を示しながら、19市の課長会議ですとか、私立の保育所等理事長会議とか、この資料を示しながらできるだけ平準化してまいりたいと考えております。

中島委員長 そのほかいかがでしょうか。他県の状況で、岡田副委員長さん何かご存じのことはありますか。

岡田副委員長 非常に積極的な調査をしていただいて非常にこれ素晴らしいなと思います。率直に感じたのはそういうところで、先ほどもありましたように、受審予定の把握をしていないところがほとんどの中で、長野県は非常に進んでいるなという印象を受けました。

一方で、5年に一回の受審ということを考えてときに、本年度に当たる平成28年度が今1カ所しかない。今、お話しして、それをこれこの状態でどうでしょうかということ、普及のために使われていく資料ということで認識すればいいんですけども、このとおりになってしまうと、多分、非常に厳しい状況になるかなと。特に31年度、最終年度のところで、予想されるのが評価を受けたくても受けられない、それで今年度中に受けなければいけないというようなことになったときに、評価機関のほうもやっぱり数よりも質をしっかりと、1園1園しっかりと評価活動をしたくても、件数が多くなってしまうと、手を抜きたくなくても手を抜かざるを得なくなっていくような状況もやっぱりなってまいりますし、逆に手を抜いてしまった結果、批判なんかが出てしまった暁には、非常にこの制度は何なんだというようなことになってしまってもいけませんので、もう5年間という数値目標がされているところを、非常に配分をうまくしていく努力は続けていかなければいけないかなというふうに思います。はい。率直に感想を述べさせてもらいました。

中島委員長 評価機関の側からすると、どうですか、清水委員さん。

清水委員 どうですかというと、やっぱり集中的に件数が増えてくると、どこの調査機関も調査員は限られていますので、かなり厳しくなるかなとは思っています。やっぱりある程度余裕があって、きちんと一施設ずつ見ていけるほうがいいと思います。特に保育所の場合、始まる場所ですので、このポイント、考え方と評価のポイント、評価の着眼点とかというのをきちんと読み込まないと、a、b、cの判断もできませんので、お互いが納得いくようにしていくためには、ある程度、ならしていただいて、年間幾つぐらい

というふうにしていただいたほうがありがたいかなとは思いますが。

中島委員長 県内の評価機関の数と、評価機関は別に県外でもいいんですか。

事務局 認証評価機関は、現在のところ6評価機関ございます。それで評価調査員の方が現在、平成28年4月1日現在で70名となっております。

中島委員長 仮に県内の評価機関でやるとなると、保育所に対応できるだけのキャパシティは、あるんですか。そこら辺は県の認識と、それから現在やられている、例えば清水委員さんのところで何件ぐらいやられていて、そうすると、保育所をやるとしたらどれくらいなのかみたいなことを数字でつき合わせていくと、これだけの数をあと4年で、今年が1件ですから、物理的に数字上でこなしていけるのか疑問がわかります。

清水委員 ちょっと私は具体的にそういうのをまだ見ていないのでわかりませんが、各評価機関がやはり、それぞれのメンバーとあわせて検討していく、それで問題点を挙げていかないといけないのではないかなと思います。

中島委員長 評価機関の中でも、例えば介護福祉士会は非常に少ないですよ、多いところと少ないところの差がある。

清水委員 それとアンケート結果とか見ると、過去の評価内容とか、それを、実績を見てとかということもあって、そういう形で選んでいっちゃうところもあります。そういう意味ではその保育所がどこを選んでいくのかということころは、初年度とか2年度とかということころで、どんな内容の評価をされたかということころにもかかってくるかと、内容的なことにもかかってくるかなと思います。それぞれの評価機関は心して、どういうふうに分かたちは受けていくのかということのをやっぱり検討せざるを得ないのではないかなと思います。

中島委員長 県のほうで何かコメントはありますか。

事務局 70名の方に本当にフルにやっていただけると、おそらく200を超える保育所の評価はしていただけるものかと思っているんですけども。そうはいつでも、ほかの事業の対応もございますから、できるだけ平準化したほうがよろしいというのは、もちろん認識しているところでございます。

中島委員長 岡田副委員長さん、どうぞ。

岡田副委員長 東京都の例をいうと、やっぱり年度初めに各評価機関にアンケートをとられるんです。今年度、次年度になりますけれども、年度末に聞かれるんですけども。翌年度は大体保育分野は何件ぐらい、障がい分野は何件ぐらい、社会的養護は何件ぐらいという、そういうある程度の見積もりというか、何件ぐらいを各評価機関が予定しているのかということなので、もし間に合うようであれば今年度、今年度についてはこういう、評価機関があつてこれぐらいの件数を予定しているというような数字が出ていますというのを抱き合わせて検討すると、これはちょっと31年度はちょっと厳しいのかなとか、そんなふうになるかなと思いますね。

中島委員長 かなり計画的に、こちらがデータを示して持っていかないと、数の問題があ

るから厳しいということですよ。

事務局 ご意見、参考にさせていただいて取り組んでまいりたいと思います。

実際のところ、県内、昨年度を見ても41件というような件数で、それほど多い件数ではないもので、どの評価機関がどの程度できるのかというのはちょっと見極めが難しい部分。実際にデータでいきますと、70名いらっしゃるんですけども、昨年度で見ると、年間の活動回数が1件もなかったという方が実は32名いらっしゃって、1件だけという方が16人いて、2件という方が5人で、あわせて53名、76%の方は年間活動回数2回以下となっているんです、実は。

ただ、この方たちがどれだけできるのかというと、それぞれ事業所でも働いておられるので、参考までに、最高にやられた方というのは15回行っていきますという方がいらっしゃって、平均値も出しようがないというか、どのくらいできるのか、よく実際動いてみないと、動き出してみないと、わからないというのが実際の実情になっている部分かなど。

ある程度、ニーズが見込めてくれば、評価機関のほうでも評価研修、評価調査者の新たな養成研修とか、そういうところにも出していくんだと思うんですけども。今の状況だと、そういうふうな踏み切っているのか、いけないのかもちょっとわかりづらい部分、実際、保育所の過去の件数を見れば本当に何件、数件、2～3件しかない状況なので、ちょっとそれも見極めが難しいかなと見ているところであります。

中島委員長 なかなか難しそうですね。

事務局 こちらとすれば、できるだけ標準化してもらいたいというのがとにかく、これは確認したいと思います。

中島委員長 ぜひそれはお願いします。そのほか、いかがでしょうか。

時間はまだあるんですが、なければ、次に進みますが、よろしいですか。

(4) 平成27年度長野県福祉サービス第三者評価事業報告について

中島委員長 それでは、会議事項(4)平成27年度長野県福祉サービス第三者評価事業報告についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局 資料4の説明

中島委員長 それでは、資料4-1の福祉サービス第三者評価実施状況にかかわって、ご意見、ご質問等、あるいは感想等でもよろしいんですが、いただけますでしょうか。

昨年度は今まで最高といっても41件なんですよ。それでも増えてきていますよね。この点は何か、増える要因があったんでしょうか。

事務局 平成27年度の新規受審件数が、29件ありまして、そのうちの18件が医療法人の受

審でございます。これにつきましては前年度（平成27年度）、平成27年9月に居宅介護支援費にかかる特定事業所の集中減算の対象サービスの拡大に伴いまして、医療系サービスも集中減算の対象となったこと。その除外条件の一つとして、第三者評価を受審すればいいといたしますか、なりまして、医療法人系が今回増えたと分析しております。あとは普及促進に努めた結果と思っております。

中島委員長 少し政策誘導というか、そういうのがあってという意味合いですか。

事務局 そうですね。この集中減算の関係につきましては、ちょっと居宅介護支援費の関係がありまして、平成27年9月までは訪問介護、通所介護、福祉用具の貸与の3サービスに限っての集中減算だったんですが、平成27年9月からにおきましては全サービスが対象となったことから、この除外条件として、福祉サービス第三者評価の受審があったと思います。

中島委員長 そのほかいかがでしょう。

アンケートのところで位置づけられたこと、あと評価機関の側で何か感想等ありませんか。すみません、清水委員さん、お願いします。

清水委員 いつもアンケートを見せていただいて、本当にもっと勉強していかなければいけないなということをいつも思います。

今回、今、お話があったように、医療系の訪問看護と訪問リハビリのほうもやらせていただきましたが、アンケート結果なんかを見ると、専門的な知識でどうなのかというのがちょっと載っていましたので、本当に調査者としてきちんとして専門的知識、訪問看護とはどういうところなのか、訪問リハビリとはどういうところなのかというところをさらに知識を深めていかなければいけないということと、それと、あと受ける側が大きいところと小規模なところがやはりありますので、その辺のシステムの違いなんかも、やっぱりこちらとしてもきちんと理解しないと、なかなかスムーズに調査が行えないのかなというようなことは、このアンケート結果なんかを見ても感じます。これからまた、さらに訪問系のところで幾つか出てくるとは思うのですが、私自身も勉強していかないといけないなということを、アンケート結果を見て思いました。

社会的養護のところで、前回のときは、なかなかよかったという意見が少なかったのですが、今年はよかったというところがほとんどだったので、その辺は私も社会的養護をやらせていただきましたので、ちょっとホッとしたところです。

やはり新しいところをやると、そこでやっぱりいろいろな課題が出てきますので、評価機関、評価者としてもその辺をきちんと、どんなところをもっと改善しなければいけないのかなと自分自身、きちんと把握していくと、スムーズに行くのかなというふうには思いました。

中島委員長 社会的養護の評価では、それほど問題がなかったというのは、一度やるとそこら辺の、何というんでしょうか、要領といたしまししょうか、この関係がわかるという、そういうこともあるんですか。

清水委員 3年前にやった乳児院とかが、もう3年たつからまた次というふうに依頼が来たりしますと、前回やったのがよくて、また選んでいただけたのかなというような思いもあるんですけども。

やっぱり調査者も慣れてくると、いい意味で慣れてくると、何というか、言葉かけ一つにしても、資料を見せていただくにもより深く見えたりすることがやはりいいのかなという気はします。

中島委員長 いい意味での慣れというか経験ですよ、場数というか。そういったところはあるのでしょうか。

清水委員 それはあるんじゃないかと思います。

中島委員長 受ける側ではどうですか。

磯野委員 今回、介護系のところで、集中減算の回避というところでの受審をされたところがあって、そことお話を私、今年ちょっとすることができたんですけども。そのときにおっしゃっていたのは、本当にやってみて、すごく自分たちがやっていることを、普段やっていることに対して評価をしてもらって、すごく自信になったというふうにおっしゃっていたのがとても印象的でした。減算回避のためにやったという動機はそれだけだったんですけども、やってみてとてもよかったというお話があったので、そのことをお伝えしたいなと思って。

ちょっとこのアンケートの中に一つだけ、訪問リハビリの事業所を評価している文章とは感じにくい設問がたびたびあったというのが、12ページのその3のところにあるんですけども、その設問の仕方というのにちょっと工夫が、もしかしたら今後、必要なかなというふうには思ったんですけども。

中島委員長 12ページの3のところですか。

磯野委員 真ん中ら辺に、訪問リハ事業所を評価している文章とは感じにくい設問と、今後、受けていってもらうためにもそこはちょっと変更したほうがいいと。

中島委員長 この点は具体的にどうしましょうか。

清水委員 例えば、訪問看護も訪問リハビリも、そのボランティアの受け入れとかというようなことは、訪問系はされていないわけですよ、利用者さんのお宅に伺うので、そういう項目は県と相談しまして、もう該当外ということでやらせていただきました。ただ、受けるほうはそういう報告があると、やっぱりそれきちんと見ていかなければいけないので、そのあたりがもう少し、訪問系は訪問系でというような意見は出されました。

中島委員長 県の側は今の扱いで、よろしいですか。

事務局 はい、清水委員さんの回答どおりで。

岡田副委員長 つけ加えると、あらかじめわかっていたほうがいいですよ。自己評価の段階であれと思って、多分、訪問調査の段階で非該当となったということですよ。

清水委員 ではなくて、もう説明のときに、これはもうやらなくていいということで、最初に説明させていただくときに、それは除外させていただきました。

岡田副委員長 ありがとうございます。

中島委員長 よろしいですか。そのほかいかがでしょう。社会的養護では松代福祉寮さんは受けたんですか。

宮下委員 今年受ける予定にはなっております。話はちょっと意見としていろいろ聞いてはいる状態なんですけれども。

感想でよければ。質問事項の全体的なところでいくと、30ページの間3の契約金額のところ、社会的養護と社会的養護を除くところにこれだけ大きな開きがあるというのは、助成を受けているから社会的養護は25万円から30万円の範囲内がベストかななんていう意見が多く出ていて、逆に社会的養護の以外の施設さんはやはりできるだけ安くして欲しいなという、満足度を見ると非常に高い満足度を得ているんですけれども、金額で考えると、低くして欲しいというような状況です。

ほかの感想のところを見ていくと、中にはもう少し安くしてできるだけもっと多く受けていきたいとか、そういうような感想もございましたので、実際はそういう意味合いも込めてのこれだと思えるんですけれども、すごくはっきり出ているなというふうには、正直思いました。

実際、どれくらいの費用が平均的に今、かかっているのかというのがちょっと見えていないので、やっぱり業者さんによっても多少違うのかなとは思いますが、大体、どれくらい第三者評価機関にお金が、その1回に対してというのは、今、県のほうは把握をされている状態なんですか。

事務局 平均で、社会的養護は30万8,000円ですか、これは国一律の金額になっているかと思うんですけれども。社会的養護を除く受審料金というのは各評価機関の皆さんが、ワムネットさんのほうを通じて公開を出していると思うんですけれども、平均20万円から30万円ぐらいだと分析しておるところです。

中島委員長 長野県の場合は、もうちょっと低そうな感じはしますが。社会的養護のほうがお金をかけられるということですね。

宮下委員 そうですね、というふうに見えてしまったというのが正直あります。

こんなに評価が高く、皆さん「いい」とか「はい」というのが非常に多い割には、やっぱり金額的には安くして欲しいという強い思いが出ているのかなというところで、回答数にもよると思うんですけれども、社会的養護は金額もこれでいいし、満足もしていますという評価なのかなというのが非常に感じられた部分かなというふうには思いました。

中島委員長 わかりました。そのほかいかがでしょうか。

実施状況のところでないようであれば、2の普及啓発活動、継続研修ですか、その点でご意見、ご質問があればいただきたいんですが、岡田副委員長さんから何かあればお願いします。

岡田副委員長 一つ質問で、2の(3)の個別受審勸奨というのは、これ効果があったか

どうかというようなところはどうなのでしょう。社会福祉法人1カ所にされたんですよ。

事務局 障がい者の施設に行きまして、1件の受審勸奨を行ったわけなんですけれども、ちょっと結果には結びつかなかったです。

岡田副委員長 なるほど、わかりました。あとは、私も担当している3番目の継続研修のところの結果を見せてもらおうと、演習のほうは結構満足度が高いというのは、多分、経験を重ねていきたいという思いの、多分、評価調査者の方が多くて、実際、評価活動も実際されている方も徐々に増えてこられて、でも実際に悩みもあつたりとか、そういったことで座学、講義型のものよりも演習型でお互い、自分自身が調査したときは、この評価をしたときはこうだったみたいなことが徐々に高まってきているのかなと、そこで確認したいというところも見えるかなというのが感じたところです。演習型の研修というのはやっぱり続けていっているのかなというのが率直な感想です。

中島委員長 そのほかいかがでしょう。よろしいですか。ないようであれば会議事項の(5)にまいります。

(5) 平成28年度長野県福祉サービス第三者評価事業計画について

中島委員長 それでは、会議事項(5)平成28年度長野県福祉サービス第三者評価事業計画についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 資料5の説明

中島委員長 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか、いかがでしょう。

私から一つ要望です。保育所を今年からやるわけなんですけれども、村レベルの保育所だと、これだけのものを持っていくと、ちょっと抵抗感があるというようにも思います。自治体の担当者と、それから保育士さんがどの程度うまくいっているか、いっていないかもあるとは思いますが、なるべく現場も受け入れやすいような説明というのか、ちょっと言い方は難しいんですけども、そんな配慮をぜひしていただきたいと思えます。

私の知っている村だと、3カ所あるにしても、保育所長さんは一人で、それぞれの旧村単位で保育所が1カ所あって、2人か3人ぐらいしか現場の方がいない、事務的な方もいない中だと、これをそのまま見るとちょっとなかなか難しいというか、ちょっと引いてしまうところがあるんじゃないかという印象を持ったものですから、その辺も工夫のほどよろしくをお願いいたします。そのほかでいかがでしょう。

岡田副委員長 継続研修は実施するけれども、養成研修は実施、今年度しないということ

なので、評価機関の立場からすると養成する、今年度、件数が多そうだから養成しようとしても実際、評価者として本当に力を発揮してもらうにはやっぱり2～3年かかるところは実感としてありますので。

先ほど来のお話ですと、今の70名の評価調査者の方がフルでやっていただければ200何件できるかなというふうにおっしゃられていますけれども、今年度はそういった形で予測されたということですが、来年度、再来年度、受審の状況を見ながら本当にこの、今の抱えている評価機関と評価調査者の数で足りるかどうかというのは、またご検討いただければなと思いますので。

中島委員長 そのほかいかがでしょうか。まだご発言されていない方もいらっしゃるのですが、会議事項5にかかわらず、今日出席されて、感想でもよろしいので一言ぜひお願いをしたいと思うのですが、和田委員さん、すみません、ご発言をお願いします。

和田委員 今日はとても緊張しております、皆さんのお話を聞かせていただいております。

私は障がいのほうの事業所ですので、まだ受審の数も少ないというところで、先ほどお金の件も出ましたけれども、多機能事業所だとそれぞれに費用がかかってしまうとか、きっといろいろな事情があって、なかなか進んでいないのかなんていうふうにも思っております。

サービスの質の向上ということにとっても役に立つということですので、法人挙げても、事業計画のほうに盛り込んでいくような体制はとっておりますけれども、またお聞きをさせていただきながら当事業所でも受審をしていけたらいいかなというふうに思っております。

中島委員長 ぜひ受審をよろしくをお願いします。それから手塚委員さん、お願いします。

手塚委員 私のほうでも昨年度は、短期入所生活介護のほうと通所介護のほうを受けさせていただきました。受けた職員からは、やはり気づくところもたくさんあったというところで、とてもいいということになりました。

やはり、またこの第三者評価も繰り返し受けていくに当たっては、やはりさっきの保育所の新判定基準と同じような形で、この福祉のほうも新しい評価のほうになっていくと、さらに目標が変わっていくのではないかと思いますので、そこら辺をまた検討していただければありがたいと思います。

中島委員長 それでは、松井委員さん、お願いします。

松井委員 初めて委員会に出させていただきます、わからないことがちょっと多くて勉強だと思っております。

ちょっと2点、感じたところがありまして、1点目は保育所のほうが義務化されてくるというような評価のことがあって、それについてはどれだけ計画的に進めていくかというのが議論になったかなと思いますけれども。

私たち、私は障がいの分野の相談の分野なので、この平成24年から障がい者のほうも

計画相談というのが始まって、なかなか、お金的にも入ってこないのではなかなか始める事業所が少なかったというのが現状で、それをどうやって3年間の間にその計画、サービスを使っている方に全員に計画を立てていかなければいけないかというところの話し合いの中で、県が結構主導して各市町村に向けて、積極的にアプローチをしていったというような、そういうところがあって、各市町村としては温度差がかなり激しいんですけども、なるべくやりたくないというところがあったところに、そうやって県が主導的に何回も会議を開いてというようなところがありましたので、そんなところからこの受審についても県が積極的に働きをかけてやっていただければなというようなところ、そこはひとつ思いました。

それと、継続研修のところなんですけれども、ロールプレイなど、非常に大切な研修かなということで、今、見せてもらいました。それで今年、昨年度ですか、受けた方が69名ということで、70名のところ69名ということは一人受けられなかったということですよ。正当な理由がなくて受講しない場合はともかくというようなことがここに書いてありますけれども、この研修というのは、座学みたいなものがあるって、その後、ロールプレイとか演習というような、そういう構成になっているかと思えますけれども。

これを例えば年に2回とか開いて、受けられなかった方も受けられるような状況とか、また先ほどもちょっと話があった、これから養成していくという部分も大事なかなと思っていますので、1回ということじゃなくてという、継続とまた養成とは違うかと思えますけれども、何か回数が検討されたらいいかなということは思いました。以上です。

中島委員長 今の件についてはどうでしょう。2つあったと思うんですけれども、県が主導でということ、それから後半は研修についてです。

事務局 今後、こういった話がありましたので、県といたしましても検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

後半の研修の関係ですが1名の欠席とされた方につきましては、ご自身の都合により、今回、欠席されたわけでございます。

一応、2回、場所は長野と塩尻の2会場でやっております。塩尻のほうにどうしても集中するということがあるんですが、2回は実施しておるところです。

正当な理由で出席できなかった方については、後日レポート課題を出させていただいて、それを講師に見ていただいて、レポート課題が評価点に達していれば継続研修を、修了したとみなしています。

中島委員長 救済というか、フォローしているそういう制度はあるということですよ。

県のほうでは受審については、よく、やっていただいているんじゃないかと私は思います。この委員会に関わっている中では、少しずつですけれども進んできているので、今のペース、あるいはもうちょっとピッチを上げる必要もあるかもしれませんが、進めていけばよいのではないかと思います。

ただ何らかの形でインセンティブを持ってこないとなかなか受けしてもらえないのは事

実だと思うので、お金のない長野県に出せというのはなかなか、難しいことだとは思いますがけれども、いずれは何か考えていただくようなことも必要なのではないかと考えております。

そのほかいかがでしょうか、今までのことを振り返ってでもかまいません。ご意見、ご質問あれば。

事務局 すみません1点、先ほどの養成研修の中で、実施していないというようなちょっと誤解になってしまっているところがあるんですが。養成研修につきましては、一応、全国社協のほうで行う研修会に参加すると、私どもの修了者とみなしているという形がありますので、各評価機関のほうで新たに養成したいということになれば申し込んでいただいて、受けていただいているということで、例年、何名かは増加してくるというか、増えてはいます。

中島委員長 よろしいですか、特にご意見、ご質問がなければ、ちょっと早いんですが、今日の議題は全て終了しましたので、終了ということにさせていただいてもよろしいですか。

出席者一同 異議なし

中島委員長 それでは県にお返ししますので、よろしくをお願いします。

事務局 ありがとうございます。先ほど会議の中でも話がありましたけれども、次回の予定ですが、一応、10月ごろを予定させていただいております。詳細につきましてはまた改めてご連絡いたしますので、また日程調整のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4 閉 会

中島委員長 どうもありがとうございました。お疲れ様でした。